

(様式第4号)

## 審議会等付属機関 会議概要

1 審議会名	上田市公文書館運営協議会（第13回）
2 開催日	令和6年7月24日（水）午後2時00分から午後3時30分まで
3 会場	上田市公文書館2階閲覧室
4 出席委員	小平委員、児玉委員、二瓶委員、相川委員、中村委員
5 市側出席者	山崎総務課長、野澤文書法規係長、浅野公文書館長、倉島公文書館主査
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 0人
6 会議概要作成年月日	令和6年7月28日

## 協議事項等

(開会)

- 1 会長あいさつ  
新任委員あいさつ

## 2 議事

## (1) 令和6年度リテンション文書選別

- 文書選別の考え方、簿冊閲覧時の留意事項について説明
- 資料1の委員の意見と事務局の考え方を説明
- 各委員の意見・質問等

## 【A委員の意見に対する協議】

## 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

## ○(1)アについて

(事務局)

- ・今回も5,000冊を超える膨大な文書が対象であった。
- ・お送りした移管・廃棄リストの「ファイル明細」欄をできるだけ分かりやすく文書の内容を入れるようにするとともに、今回のように事前にご意見をいただいた簿冊については可能な限り用意をし、実際に見ていただきながら選別が出来ればと考えている。

## ○(1)イについて

(事務局)

- ・年度によって収集に差が生じないように、移管をした簿冊や移管・廃棄の判断において検討を要した内容の簿冊の経過は記録として残し、データを蓄積するようにしている。

## ○(3)について

(事務局)

- ・各簿冊の内容を説明。キの信州おもてなし武将隊の簿冊については廃棄から移管とすること、その他の簿冊は事務局案のとおりとすることを説明し、了解を得た。

(E委員)

- ・(3)セは議会事務局の委員会の資料は別に保存されているので廃棄で良い。
- ・(3)ウの市長資産公開文書は市長の個人情報で、その時点で問題等無ければ長く残すような文書ではない。
- ・(3)アは社会福祉協議会の文書を収受したものであり廃棄で良い。

(A委員)

- ・市民の声や新しい施策がわかるものなどは出来るだけ残して欲しい。市民の声が届き、それが文書に反映されているかが大切である。
- ・些細なものでも歴史を紡ぐものであるため慎重に対応して欲しい。

(B委員)

- ・キのおもてなし武将隊の文書について、委員の意見で再考してもらい、残す判断に変更したことは大変良いと思う。

## 2 公文書館運営全般について

- ・「上田市公文書館だより」発行と「公文書館所蔵資料企画展」は、コンパクトかつ要領よくまとめて発行、発表されている。上田市公文書館の特徴が作られてきているように思う。
- ・今年(2019年)に開館してから5年目になる。次は10年目に向けた目標をたて、公文書館の存在を知らしめるための新たな施策を打ち出していく準備に入られることを希望する。

### 【B委員の意見に対する協議】

## 2 公文書館運営全般について

○アについて

(事務局)

- ・現在、上田市公文書館に保管してある「上田市立図書館保管図書目録」、「塩田支所文書庫図書目録」、「浦里村文書目録」、「室賀村文書目録」について説明。
- ・これらの目録は公文書館が開館する前に、上田市立図書館や市立博物館、塩田・川西・豊殿・丸子・真田・武石地域自治センターから文書を移管し整理したものであること。このような目録が残されていれば、ある程度どのような文書管理をしていたのか伺い知ることが出来るが、こうした目録は少なく、文書の変遷ということまで分かるのか、難しい面もあることを説明。

(B委員)

- ・他の市町村の事例であるが、目録が全く残っていない自治体もある。
- ・公文書の目録が残されていることは、当時の吏員が文書の整理に尽力していた様子や意思が良くわかる。
- ・特に学校の郷土資料室等には地域の方や先生方のご尽力で、地域づくりの理念や愛情が感じられる古い文書がしっかり残されていると思う。
- ・公文書館という施設も、だんだんと市民生活に定着してきたと感じる。昔の人が作った公文書や町村合併の経過等を調査し、明らかにしていく作業を引き続きお願いしたい。

- ・上田図書館も行政資料を昔収集していた。そういうことも検証していかないといけない。

(E委員)

- ・塩田支所や川西支所にも文書が保管されていた記憶がある。市役所内で文書担当をしていた経験のある歴代の職員に、当時の状況を伺うのも調査の方法として有効であると思う。

(事務局)

- ・調査については出来る限り対応していきたい。

#### 【D委員の意見に対する協議】

### 2 公文書館運営全般について

(C委員)

- ・大学の学生を引率して公文書館を利用することを考えているが、諸事情により実現していない。来年度の上半期には、特に入学して間もない将来を模索している若い学生達に、目録検索システムで事前に検索した文書に触れさせてもらう機会を設けたいと考えている。

#### 【E委員の意見に対する協議】

### 1 移管及び廃棄候補リストによる選別作業について

#### ○(1)アについて

(事務局)

- ・これまで文書担当者会議において、主にリテンションにおける移管・廃棄リストの提出について徹底を図ってきたが、今後は文書の選別基準についても留意事項や文書の例示をするなどして説明を行い、定着を図っていきたい。

#### ○(2)アについて

(事務局)

- ・簿冊の内容を説明し、委員の意見のとおりとすることを説明。

#### ○(2)イについて

(事務局)

- ・条例の制定及び改廃に係る例規伺い（議案原議）は行政管理課で保存しており移管対象としているが、条例制定又は改廃に至る政策決定や検討に関する資料は事業担当課の保存となり、現用の段階で一緒に綴ることは難しい。
- ・また、条例の制定又は改廃については政策的判断が伴わない軽微なものもあるため一律に移管対象になるものとは考えないが、選別方針に合致するものは移管対象とすることなど職員に周知してまいりたい。

(E委員)

- ・極力廃棄すべきと申し上げたのは、公文書館書架スペースがすぐに埋まる事のないよう心配をしているためである。

- ・原課のものではなく、他課の必要が無い書類等は所蔵しないよう注意して作業して欲しい。

(事務局)

- ・移管の際に個人メモ等の不要な文書が入らないよう文書担当者会議で職員に周知していきたい。

#### 【その他の意見】

(A委員)

- ・情報制限のマスキングについて統一がとれていないと感ずることがある。公開基準の統一や見直しを定期的にする必要があると思う。

(事務局)

- ・見直し等については国、県、近隣自治体の状況も見ながら検討していきたい。

(D委員)

- ・個人情報保護法について死亡者の情報は個人情報では無いというのが法律の趣旨であり、情報公開条例とは違う部分であるが、死亡者の情報が遺族についての個人情報に関係する場合は個人情報とみなすというような解釈なので、今は全国ほぼ統一で、条例ではなく法に従ってくださいという考え方なので、そういう部分でマスキング箇所が差が生じているのではないかと感ずる。

(B委員)

- ・人為的なミスであれば注意して無くしていくこと。
- ・閲覧請求があった際には、その都度マスキングの対応をどのようにしたか業務の記録を蓄積しておくようにし、非公開箇所の対応の前例を積み重ねていくべきであると思う。

### 3 その他

○事務連絡

(閉会)